

製品事故情報報告・公表制度の解説

【正誤表】

<3ページ ポイント②<事故の再発防止対策>>

(正) <削除>

(誤) 特に、危害防止命令（消安法第39条第1項）が発動された際は、協力義務が発生します。

<14ページ 4.3 報告義務をどのように履行すれば良いのか?>

(正) 小売販売事業者・修理事業者・設置工事事業者等からの通知

(誤) 小売販売事業者・修理事業者・設置工事事業者等からの報告

<39ページ (2) 販売事業者>

(正) ...製造事業者又は輸入事業者が行う製品回収等のリコール措置に協力しなければなりません。第38条第3項に規定する協力義務につきましては、販売事業者が、その事業の規模、取り扱う製品、製造事業者等との関係その他の事業の実態に応じて可能な努力をすることにより行えば足りる。また、主務大臣は、第39条の規定により製造事業者等に対して回収等の措置をとることを命ずる場合には、当該回収等に要する費用（人件費を含む。）は特段の事情がない限り当該製造事業者等が負担することを求めることとなります。

(誤) ...製造事業者又は輸入事業者が行う製品回収等のリコール措置に協力しなければなりません。これは販売事業者の義務です。

[平成19年5月17日]